

環境・作業環境保全報告書

令和 3年度

区分		計測地点	測定方法	単位	管理値	測定結果											
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
排ガス	ばいじん	1号	JISZ8808	g/m <sup>3</sup>	0.01以下	<0.0006		<0.0006		<0.001	○		○		○		
		2号				<0.0006		<0.0006		<0.001	○		○		○		
	CO濃度	1号	JISK0098 JISB7987	ppm	30以下	6	6	5		5	○		○		○		
		2号				6	6	4		4	○		○		○		
	硫黄酸化物	1号	JISK1013	ppm	30以下	18	15	10		10	○		○		○		
		2号				13	14	7.3		7.3	○		○		○		
	塩化水素	1号	JISK1017	ppm	50以下	27	32	30		30	○		○		○		
		2号				31	32	26		26	○		○		○		
	窒素酸化物	1号	JISK1014 JISB7982	ppm	50以下	28	30	24		24	○		○		○		
		2号				29	30	26		26	○		○		○		
全水銀(ガス状)	1号	環境省告示第94号	μg/m <sup>3</sup>	30以下	0.37	0.21	0.18		0.18	○		○		○			
	2号				0.24	0.27	0.063		0.063	○		○		○			
全水銀(粒子状)	1号	環境省告示第94号	μg/m <sup>3</sup>	30以下	<0.003	<0.002	0.002		0.002	○		○		○			
	2号				<0.002	<0.002	<0.002		<0.002	○		○		○			
ダイオキシン類	1号	JISK 0311	ng-TEQ/m <sup>3</sup>	0.05以下	0.0029		<0.02		<0.02	○		○		○			
	2号				0.00091		<0.02		<0.02	○		○		○			
悪臭	臭気指数	敷地境界(風上)	臭気指数は	-	15以下	<10			<10	○		○		○			
	臭気指数	敷地境界(風下)	環境庁告示第63号	-	15以下	<10			<10	○		○		○			
	臭気指数	排水		-	31以下	3			3	○		○		○			
環境	温度		JISK1012	°C	45未満	15.0			15.0	○		○		○			
	水素イオン濃度 pH		JISK1012		5を超え9未満	8.9			8.9	○		○		○			
	生物化学的酸素要求量		JISK1012	mg/L	600未満	128		51.3	128	○		○		○			
	浮遊物質		環境庁告示第59号	mg/L	600未満	27		49.0	27	○		○		○			
	アモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		JISK1012	mg/L	380未満	25			25	○		○		○			
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油類含有量)		環境庁告示第64号	mg/L	5以下	<1.0			<1.0	○		○		○			
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)		環境庁告示第64号	mg/L	30以下	10.0			10.0	○		○		○			
	窒素含有量		JISK1012	mg/L	240以下	67.9			67.9	○		○		○			
	りん含有量		JISK1012	mg/L	32以下	4.6			4.6	○		○		○			
	よう素消費量		厚生省・建設省令第1号別表第2号 養鶏法	mg/L	220以下	14.2			14.2	○		○		○			
	カドミウム及びその化合物		JISK1012	mg/L	0.03以下	<0.003			<0.003	○		○		○			
	シアン化合物		JISK1012	mg/L	1以下	<0.1			<0.1	○		○		○			
	有機燐化合物		環境庁告示第64号	mg/L	1以下	<0.1			<0.1	○		○		○			
	鉛及びその化合物		JISK1012	mg/L	0.1以下	<0.01			<0.01	○		○		○			
	六価クロム化合物		JISK1012	mg/L	0.5以下	<0.04			<0.04	○		○		○			
	砒素及びその化合物		JISK1012	mg/L	0.1以下	<0.01			<0.01	○		○		○			
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		環境庁告示第59号	mg/L	0.005以下	<0.0005			<0.0005	○		○		○			
	アルキル水銀化合物		環境庁告示第59号	mg/L	検出されな いこと	不検出			不検出	○		○		○			
	ポリ塩化ビフェニル		環境庁告示第59号	mg/L	0.003以下	<0.0005			<0.0005	○		○		○			
	トリクロエチレン		JISK125	mg/L	0.1以下	<0.001			<0.001	○		○		○			
	テトラクロエチレン		JISK125	mg/L	0.1以下	<0.001			<0.001	○		○		○			
	ジクロロメタン		JISK125	mg/L	0.2以下	<0.02			<0.02	○		○		○			
	四塩化炭素		JISK125	mg/L	0.02以下	<0.001			<0.001	○		○		○			
	1,2-ジクロロエタン		JISK125	mg/L	0.04以下	<0.004			<0.004	○		○		○			
	1,1-ジクロロエチレン		JISK125	mg/L	1以下	<0.02			<0.02	○		○		○			
	シス-1,2-ジクロロエチレン		JISK125	mg/L	0.4以下	<0.04			<0.04	○		○		○			
	1,1,1-トリクロロエタン		JISK125	mg/L	3以下	<0.001			<0.001	○		○		○			
	1,1,2-トリクロロエタン		JISK125	mg/L	0.06以下	<0.006			<0.006	○		○		○			
	1,3-ジクロロプロペン		JISK125	mg/L	0.02以下	<0.002			<0.002	○		○		○			
	チウラム		環境庁告示第59号	mg/L	0.06以下	<0.006			<0.006	○		○		○			
	シマジン		環境庁告示第59号	mg/L	0.03以下	<0.003			<0.003	○		○		○			
	チオベンカルブ		環境庁告示第59号	mg/L	0.2以下	<0.02			<0.02	○		○		○			
	ベンゼン		JISK125	mg/L	0.1以下	<0.01			<0.01	○		○		○			
	セレン及びその化合物		JISK1012	mg/L	0.1以下	<0.01			<0.01	○		○		○			
	ほう素及びその化合物		JISK1012	mg/L	10以下	<0.1			<0.1	○		○		○			
	ふっ素及びその化合物		環境庁告示第59号	mg/L	8以下	<0.2			<0.2	○		○		○			
	1,4-ジオキサン		環境庁告示第59号	mg/L	0.5以下	<0.005			<0.005	○		○		○			
	フェノール類		JISK1012	mg/L	5以下	<0.1			<0.1	○		○		○			
	銅及びその化合物		JISK1012	mg/L	3以下	<0.1			<0.1	○		○		○			
	亜鉛及びその化合物		JISK1012	mg/L	2以下	0.1			0.1	○		○		○			
	鉄及びその化合物(溶解性)		JISK1012	mg/L	10以下	0.2			0.2	○		○		○			
	マンガン及びその化合物(溶解性)		JISK1012	mg/L	10以下	<0.1			<0.1	○		○		○			
クロム及びその化合物		JISK1012	mg/L	2以下	<0.1			<0.1	○		○		○				
ダイオキシン類		JISK0312	ng-TEQ/L	10以下	0.81		0.71	0.81	○		○		○				